

医療・福祉施設等
物価高騰対策応援金
FAQ

目次

1. 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について	1
Q.1 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金の目的は。	1
Q.2 応援金の支給額、支給要件は。	1
Q.3 食材費とは具体的に何を指すか。	3
Q.4 支給された応援金の用途制限は。	3
2. 応援金の支給対象施設について	4
Q.5 応援金の支給対象施設は。	4
Q.6 支給要件に「ただし、令和7年4月1日以降に新規に開設した施設等は除く。」とあるが、既存施設が4月1日付で幼保連携型認定こども園の認可を受けた場合や、認定こども園の認定を受けた場合は支給対象外か。	4
Q.7 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。	4
Q.8 店舗や施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。	4
Q.9 施設分の経費をグループ会社が支払いをしている場合、申請できるか。	4
Q.10 Q.2の表中の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。	4
Q.11 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は応援金支給の対象となるか。	5
Q.12 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	5
Q.13 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。	5
Q.14 病院内にデイ・ケアとして使用する浴場や、老人保健施設内に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場があるが、「公衆浴場」としても申請できるか。	5
3. 応援金の申請について	6
Q.15 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。	6
Q.16 申請書類は何が必要か。	6
Q.17 申請書類はどこで入手できるのか。	6
Q.18 光熱費高騰分と食材費高騰分は、両方受給できるか。	6
Q.19 利用者に対して施設利用料として定額を請求しており、食材費等内訳の明示がないが、どのように判断すればよいか。	6
Q.20 食事提供を外部に委託している場合、そちらを振込先にする事は可能か。	6
Q.21 物価高騰を受け施設利用者の負担額を定額で増額したが、光熱費高騰分と食材費高騰分を区別していない。両方受給可能か。	7

Q.22 光熱費高騰分と食材費高騰分は、同時に申請する必要があるか。.....	7
Q.23 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。....	7
Q.24 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ 支給対象施設を選択し、その分しか申請できないのか。.....	7
Q.24-1 同じ訪問看護事業所で、医療と介護両方のサービスを提供している場合はそれぞれ申請できる のか。.....	7
Q.25 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられるか。.....	7
Q.26 対象期間内においては、施設が食材費を負担しているものの、期間経過後に負担額と同額を利用 者から徴収する予定である場合、対象となるか。.....	8
Q.27 介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。.....	8
Q.28 本体施設に併設する短期入所サービスは対象となるか。.....	8
Q.29 病院や診療所（病院等）において実施している介護サービスは対象となるか。.....	8
Q.30 申請の対象期間以降に施設の定員数を変更した場合、申請可能な定員数は期間中の変更前 のものであるか。それとも、対象期間以降に変更された定員数か。.....	8
Q.31（看護）小規模多機能型居宅介護における定員の考え方は。.....	8
Q.32（児童）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所における定員の考え方は。.....	8
Q.33 「令和5年度医療・福祉施設食材費高騰対策応援金」を受給しているが、今回も申請できるか。	9
Q.34 WEB 申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。.....	9
Q.35 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレ スを入力して送信してもよいか。.....	9
Q.36 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、申請書に記載する アドレスは1つでよいか。.....	9
4. 申請書類について	10
Q.37 光熱費請求書等証拠書類や、実績報告書を提出する必要があるか。.....	10
Q.38 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。.....	10
Q.39 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。.....	10
Q.40 過去、同様の応援金申請時に提出した通帳の写しについて、再度提出する必要..... はあるのか。.....	10
Q.41 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよ いか。.....	10
5. その他	11
Q.42 医療・福祉出版物価高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。.....	11

Q.43	申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	11
Q.44	申請書類の提出先は県で良いか。	11
Q.45	申請書類は持参により提出できるか。	11
Q.46	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。	11
Q.47	応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。	12
Q.48	応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。	12

1. 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について

Q.1 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金の目的は。

長期化する物価高騰の影響を受けながらも、サービスを維持しながら懸命に運営を続けている医療・福祉施設等を対象として、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

Q.2 応援金の支給額、支給要件は。

応援金は、次に該当する施設に対し、物価高騰影響額の一部として以下【表:支給額】のとおりそれぞれ施設区分に応じて支給します。

(1) 光熱費高騰分の支給対象施設

所在地が愛媛県内にあり、令和7年4月14日時点で運営中の別表に掲げる施設。ただし、令和7年4月1日以降に新規に開設した施設等は除く。

(2) 食材費高騰分の支給対象施設

(1)に該当し、かつ令和6年6月から令和7年3月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設。

【表:支給額】

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）	支給単価		
		光熱費	食材費	
医療 施設等	病院（保険医療機関に限る。） （定額 + 病床数による加算）	290 千円 /施設	6 千円 /病床	
	有床診療所（保険医療機関に限る。） （定額+病床数による加算）	290 千円 /施設	6 千円 /病床	
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	60 千円/ 施設	—	
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	20 千円/ 施設	—	
	その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	20 千円/ 施設	—
		歯科技工所	20 千円/ 施設	—
薬局（保険薬局に限る。）		20 千円/ 施設	—	

児童福祉施設等	〔入所施設〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム (定額 + 定員数による加算)	160 千円 /施設	6 千円 /人
	〔通所施設〕 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 (定額 + 定員数による加算)	90 千円 /施設	2 千円 /人
	〔通所系〕 児童厚生施設、放課後児童クラブ	90 千円 /施設	
	〔その他〕 里親 (委託を受けている世帯に限る。)	50 千円 /施設	—
障がい福祉施設・事業所等 ※ 基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所施設〕 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設 (定額 + 定員数による加算)	160 千円 /施設	6 千円 /人
	〔通所施設〕 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス (定額 + 定員数による加算)	90 千円 /施設	2 千円 /人
	〔その他〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	50 千円 /施設	—
高齢者福祉施設・事業所等 ※ 医療機関のみなし指定を除く。	〔入所施設〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活 (療養) 介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設 (定額 + 定員数による加算)	160 千円 /施設	6 千円 /人

	〔通所施設〕 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護 (定額 + 定員数による加算)	90 千円/ 施設	2 千円 /人
	〔その他〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	50 千円/ 施設	—
救護施設	〔入所系〕 救護施設 (定額 + 定員数による加算)	160 千円 /施設	6 千円 /人
公衆衛生施設	〔その他〕 一般公衆浴場	30 千円/ 施設	—

(注) 法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

Q.3 食材費とは具体的に何を指すか。

自施設等での調理にあたっての材料費や調理費、弁当購入費等、各事業所における食材調達に係る費用を指します。ただし、各事業所によって食材調達方法は異なるため、何を食材費とするかは事業所運営の実態に即して柔軟にご判断ください。

Q.4 支給された応援金の用途制限は。

用途制限はありませんので、各施設・事業所の運営にあたり、自由にご活用ください。

2. 応援金の支給対象施設について

Q.5 応援金の支給対象施設は。

法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理した施設でその所在地が愛媛県内にあり、令和7年4月14日時点で運営中の施設が対象となります。

ただし、令和7年4月1日以降に新規に開設した施設等は対象外です。

また、次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外となります。

- ・県又は市町（医療施設を除く）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に未納がある者
- ・上記のほか、本応援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が認めたもの

Q.6 支給要件に「ただし、令和7年4月1日以降に新規に開設した施設等は除く。」とあるが、既存施設が4月1日付で幼保連携型認定こども園の認可を受けた場合や、認定こども園の認定を受けた場合は支給対象外か。

既存施設からの移行・統合などにより認可、認定を受けた認定こども園は支給対象となります。

Q.7 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和7年4月14日時点で休止中の施設は対象となりません。

Q.8 店舗や施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。

本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設分については、本応援金の対象外であり、申請できません。

Q.9 施設分の経費をグループ会社が支払いをしている場合、申請できるか。

グループ会社（母体の法人等）が、施設の運営経費を支出している場合、施設が負担しているものとして申請できます。

Q.10 Q.2の表中の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

応援金の対象となる施設は診療報酬や介護報酬など、法令等で定められた単価（以下、「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響

による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから、緊急的に支援するものであり、この表にない施設は対象となりません。

Q.11 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は応援金支給の対象となるか。

本応援金支給の対象にはなりません。

Q.12 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q. 2 の支給対象施設の条件を満たしている場合は、申請することができます。

Q.13 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。

「分園型小規模グループケア」の指定を受けている分園型のグループホームのみを対象としております。

Q.14 病院内にデイ・ケアとして使用する浴場や、老人保健施設内に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場があるが、「公衆浴場」としても申請できるか。

応援金の対象となる施設は、公衆浴場法に基づき都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を得た、物価統制令（昭和 21 年 3 月勅令第 118 号）によって入浴料金が統制されている、いわゆる銭湯のみを対象としているので、老人福祉センター等の浴場は対象となりません。

3. 応援金の申請について

Q.15 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和7年4月14日（月）～令和7年6月16日（月）と
しています。

応援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、8月中には完了することを予定
しています。

Q.16 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ① 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金申請書（支給要綱様式第1～7号）
- ② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が
記載されている部分）の写し

※WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可。

Q.17 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページからダウンロードしてください。

ホーム> 県政情報> 県概要> 組織案内> 愛媛県の組織と主な仕事>

保健福祉課> 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について

Q.18 光熱費高騰分と食材費高騰分は、両方受給できるか。

Q.2の支給要件に合致する場合、光熱費高騰分と食材費高騰分を両方受給する
ことができます。

Q.19 利用者に対して施設利用料として定額を請求しており、食材費等内訳の明示がな
いが、どのように判断すればよいか。

食材費については、自施設で調理するケースや調理を外注するケース、あるいは弁当
を購入するケースなど、その実態は施設により異なるため、各事業所において「何が食材
費に当たるのか」また「食材費のうち、一部でも施設側の負担があるかどうか」等を柔軟に
ご判断ください。

Q.20 食事提供を外部に委託している場合、そちらを振込先にすることは可能か。

施設の食事提供における負担の応援金であるため、委託先への振込はできません。

Q.21 物価高騰を受け施設利用者の負担額を定額で増額したが、光熱費高騰分と食材費高騰分を区別していない。両方受給可能か。

施設側として一部でも負担（持ち出し）があれば、光熱費高騰分と食材費高騰分の両方を受給することができます。

Q.22 光熱費高騰分と食材費高騰分は、同時に申請する必要があるか。

申請は各施設で1回のみのため、申請漏れのないよう、ご注意ください。

Q.23 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

支給申請書は、法人単位での申請が可能ないように、1枚に運営する施設を複数記入することができるようにしています。

なお、1法人が異なる種別の施設を運営している場合は、施設種別ごとに申請書を作成いただく必要があります。（（例）1法人で有床診療所、高齢者福祉施設、障がい福祉施設を運営している場合、申請書は3種類作成してください。）

Q.24 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか申請できないのか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

Q.24-1 同じ訪問看護事業所で、医療と介護両方のサービスを提供している場合はそれぞれ申請できるのか。

両方の申請はできませんので、各事業所の判断により、主にサービスを提供している事業の方で申請いただく形となります。

Q.25 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられるか。

Q.2表に掲げる施設に該当していれば、施設単位で支給を受けることができます。

なお以下に該当する場合は、応援金の額は1施設分の支給額となりますので、注意してください。（2施設分の申請は不可）

・医療施設等の「施術所」について、同じ住所地（建物内）において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての施術所と柔道整復師としての施術所を併設している場合

Q.26 対象期間内においては、施設が食材費を負担しているものの、期間経過後に負担額と同額を利用者から徴収する予定である場合、対象となるか。

後日、施設負担額と同額を利用者から徴収する場合は、対象期間内に施設が食材費を負担した（施設の持ち出しがある）とは言えないため、対象外となります。

Q.27 介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。

介護予防サービス等は、本体の要介護サービスに含んでおり、重ねての受給はできません。

なお、介護予防サービス等のみ実施している場合は、申請書の施設区分は対応する要介護サービスを選択して申請してください。

【例】「通所型サービス（独自）」のみ実施している場合は、「通所介護」を選択

Q.28 本体施設に併設する短期入所サービスは対象となるか。

空床利用型の場合は、利用定員が本体サービスに含まれるため、短期入所サービスとしての申請はできません。

単独型・併設型（短期入所用の部屋やベッドを設置）については、対象となります。

Q.29 病院や診療所（病院等）において実施している介護サービスは対象となるか。

病院等の保険医療機関に係るみなし指定（いわゆる医療みなし）による介護サービス（通所リハビリテーション等）については、対象となりません。

一方で、病院等を運営する医療法人等が、別途指定又は届出の手続きを経て運営する通所介護事業所や有料老人ホームは支給対象となります。

Q.30 申請の対象期間以降に施設の定員数を変更した場合、申請可能な定員数は期間中の変更前のものであるか。それとも、対象期間以降に変更された定員数か。

対象施設を令和7年4月14日時点で運営中の施設としておりますので、定員数もその時点の人数を対象としてください。

Q.31（看護）小規模多機能型居宅介護における定員の考え方は。

指定を受けている登録定員数で申請してください。

Q.32（児童）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所における定員の考え方は。

子ども・子育て支援法に基づく市町の確認を受けた「利用定員」数で申請してください。ただし、子ども・子育て支援法における確認を受けていない私立幼稚園（いわゆる私

学助成園) は、「認可定員」数で申請してください。

Q.33 「令和5年度医療・福祉施設食材費高騰対策応援金」を受給しているが、今回も申請できるか。

支給要件を満たす場合は、本応援金を申請いただけます。

Q.34 WEB 申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「申請担当者」とは本応援金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q.35 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。

WEB 申請の内容が責任者にも確認できるアドレスであれば、共用アドレスや代表アドレスでも差し支えありません。

Q.36 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記入してください。

4. 申請書類について

Q.37 光熱費請求書等証拠書類や、実績報告書を提出する必要はあるか。

証拠書類や実績報告書の提出は不要です。

ただし、申請に係る証拠書類（領収書、請求書等）は、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.38 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.39 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.40 過去、同様の応援金申請時に提出した通帳の写しについて、再度提出する必要はあるのか。

本応援金の申請に係る資料については、前回申請の際に提出した場合でも、再度提出をお願いします。

Q.41 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-907-2260

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5. その他

Q.42 医療・福祉出版物価高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金センターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-907-2260

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.43 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q.44 申請書類の提出先は県で良いか。

県は応援金の事務（申請書の受付・審査・支給）を、外部へ委託しています。委託業者が指定する以下住所へ郵送してください。持参での提出は受け付けておりません。

<提出先住所> 〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階

「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局宛

なお、提出はWEBでも受け付けています。WEB申請の場合、事前に申請書をダウンロード・入力後、下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし、申請してください。

① 愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

② WEB申請ページ URL を入力

<https://ehime-iryoufukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei>

Q.45 申請書類は持参により提出できるか。

持参による提出は受け付けておりません。郵送又はWEB申請による申請をお願いします。

Q.46 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本応援金

を受給することが可能です。ただし、他団体からの給付金により施設の負担が一切生じていない或いは負担が一切生じないことが明らかである場合は、Q.2 の支給対象要件に合致しないため、本応援金は受給できません。

なお、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けられるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q.47 応援金の税金上の取り扱い。課税対象となるか。

この応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q.48 応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は

<電話番号> 089-907-2260

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。